

## 金沢地方裁判所委員会（第2回）議事概要

### 1 開催日時

11月18日（火）午後1時30分～午後3時30分

### 2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

### 3 出席者

野田武明委員長，板橋興宗委員，稲垣渉委員，上田弘志委員，徳田八十吉委員，細野昭雄委員，宮川昌江委員，山本寿子委員，鳥毛美範委員，畠山美智子委員，山田賀規委員，伊東一廣委員

（オブザーバー）

上原卓也裁判官

### 4 議事

(1) オブザーバー及び事務担当者から，裁判所の広報活動の現状について説明

(2) 意見交換

主な発言の要旨は別紙のとおり

(3) 次回の意見交換テーマ

「簡易裁判所の役割等について」とすることです承

(4) 次回開催期日

平成16年5月26日午後1時30分

(別紙)

## 意見交換における主な発言の要旨

### 1 裁判所をより利用しやすくするための広報活動

#### A 委員

裁判所が利用者の増加を求める機関でないことから、利用の促進を目的とした広報の必要はなく、裁判所を利用したいときに必要な情報が簡単に入手できるようになっていればよい。そういった点では、ホームページの整備等がきちんとなされていると考える。

#### B 委員

裁判所からの広報の現状についての報告を聞くと、ホームページの整備にかなり力を入れているようであるが、インターネットの普及率はまだ高いと思えず、それほど力を入れてもほんとうに情報がほしい人に伝わっているのか疑問である。

#### C 委員

普及率といった問題はあるが、ローコストで手っ取り早く多くの情報を流せるのはホームページである。問題は、裁判所が知ってほしい人に伝えられてないということである。

#### D 委員

人員の問題もあると思うが、「困りごと相談」のような電話相談窓口を開設してはどうか。必ずしも裁判所の手続には乗らない内容もあるかも知れないが、一般の市民にはどこに尋ねればよいのか分からないようなことについて、裁判所のどこへ行けばよいのか、或いは別の機関や相談窓口を教示してくれるような窓口があればよいと思う。

#### E 委員

同じような内容でも少し工夫をすれば効果が大きく違うことがある。例えば、先に出た相談窓口は全国同じ番号（発信場所によってつながる裁判所が違う）

のフリーダイアルにし、同じパンフレットやチラシを配布するにしても、裁判所の中に置くのではなく、駅やバスターミナルといった人の集まる場所に置くといったものである。

#### B委員

例えば金沢市の企業局が出している各家庭に必ず届けられるガスや水道に関する「保存版」と書かれた冊子があるが、そういったものを配布しておけば必要ときに見ることができて良いのではないか。県では、「ほっと石川」という広報誌を全43万世帯に配布している。

また、先日、15の関係機関が参加したいわゆるヤミ金対策の協議会に参加したが、その際、被害の発生から問題解決までのフローチャートが作られ、その過程のどの部分でどの機関がどのように関与しているかを視覚的に表していた。それによって、各機関が別々に説明するよりも非常に分かりやすくなっていた。情報の発信方法という点で参考になると考える。

## 2 司法の仕組みやはたらきを国民の身近なものとするための広報活動

#### E委員

一般市民にとって裁判所は身近でないし、身近でない方がよい場所である。しかし、国民の司法参加も求められている中で、司法についての教育を学校など教育関係機関と連携して実施していく必要があるのではないか。

#### D委員

司法制度についての教育は中学校頃に行うのが良いのではないか。最近、中学校は職場体験等の機会を多く作っているようであり、それを利用するのも良いであろう。

#### F委員

自動車運転免許の更新に行くといつもビデオを見せられるが、毎回、新しいビデオだし、見ている者に「事故を起こさないでおこう」と思わせるような内容である。裁判所の見学者用のビデオを見たことはないが、小・中学生に見せるものは、悪いことをしたら大変なことになるんだというようなことも織り込

んだものであれば良いと考える。

### 3 広報のその他の目的

#### B委員

事件の統計情報を知らせることで、間接的にはあるが、犯罪などの防止に役立つのではないか。

#### C委員

統計情報を示したうえで、「こういう傾向があるから、こうしなければならぬと考えます」といった事件についての動向や傾向についてのコメントを課題提供という意味で出すことも必要ではないか。

#### G委員

犯罪の防止は、警察等が第一の役割を負っている。刑を重くすれば解決するわけでもなく、裁判所が直接的にその役割を担うことは難しいとの思いを持っている。

#### B委員

ホームページの主要判例速報は、法律家を対象としたものに見える。それを一般市民に見るように勧めるのではなく、例えば、比較的軽微な侵入盗でも執行猶予中にもう一度犯行に及べばきちんと刑務所に入れられているんだということを経験等で知らせれば、間接的には犯罪の抑止につながると思う。